

用語の定義等

都道府県が実施する事業

1. 救急医療

①病院群輪番制

医療計画において二次救急医療機関として記載されている医療機関であって、「救急医療対策実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）の要件を満たす病院。

②共同利用型の施設

医療計画において二次救急医療機関として記載されている医療機関であって、「救急医療対策実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）の要件を満たす病院。

③救命救急センター

「救急医療対策実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）に規定されている病院。

2. 災害時における医療

①災害拠点病院

「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号）に基づき、都道府県により指定された病院。

②災害派遣医療チーム（DMAT）

医療計画における五疾病五事業及び在宅医療の体制構築に係る指針「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成24年3月30日厚生労働省医政局指導課長通知）の要件を満たす病院。

【注意】都道府県又は政令指定都市が独自に認定する災害派遣医療チーム（DMAT）は届出の対象外である。

3. 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

「救急医療対策実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）に基づき、都道府県又は都道府県の委託を受けた法人が整備、運営する広域災害・救急医療情報システムに参加し、災害時に医療施設の状況を入力可能な病院。

【注意】都道府県が運営する「救急医療情報システム」のみの参加は届出の対象外である。

4. へき地の医療

①へき地拠点病院

「へき地保健医療対策実施要綱」（平成13年5月16日医政発第529号）に基づき、都道府県により指定された病院。

②社会医療法人の病院

「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）に基づき、社会医療法人の業務の区分「へき地医療」の認定を受けている病院。）

③社会医療法人ではない病院

「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）別添1の業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院。

5. 周産期医療

①総合周産期母子医療センター

「周産期医療の確保について」（平成22年1月26日医政発第0126第1号）別添2「周産期医療体制整備指針」に基づき、都道府県により指定された病院。

②地域周産期母子医療センター

「周産期医療の確保について」（平成22年1月26日医政発第0126第1号）別添2「周産期医療体制整備指針」に基づき、都道府県により認定された病院。

6. 地域がん登録

地域がん登録事業に参加している病院であって、基準日前12か月間[※]に地域がん登録事務局（都道府県、医療機関、医師会などがん登録委託機関）に登録実績がある病院。

※ 基準日前12か月間とは、例えば、基準日が平成24年10月1日の場合、平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間をいう。

7. がん診療連携拠点病院

①がん診療連携拠点病院

「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院又は地域がん診療連携拠点病院）の指定を受けている病院。

【注意】独立行政法人国立がん研究センター中央病院及び東病院は、「都道府県がん診療連携拠点病院」とすること。

②都道府県認定がん診療連携拠点病院

都道府県が、当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院。

その他

地域医療指数（体制評価指数）については、基準日である10月1日までに指定を受けていることを評価要件とする。